（廃止措置の終了の確認の申請）

第二十二条の十一　法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項の規定により、廃止措置の終了の確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～五　略］

［2・3　略］

（廃止措置の終了確認の基準）

第二十二条の十二　法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

［一～三　略］

四　廃棄物埋設地の所在等を示す措置が講じられていること。

（旧廃棄事業者等の廃止措置計画の認可の申請）

第二十二条の十三　法第五十一条の二十六第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～三　略］

四　廃止措置対象附属施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

［五～七　略］

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

一　法第五十一条の二第三項第五号に規定する措置を実施する期間が経過していること又は旧廃棄事業者等に係る廃棄物埋設地を廃止措置計画の認可の申請を行うまでの間に他の第二種廃棄物埋設事業者に譲り渡していることを明らかにする資料

［二～四　略］

五　廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、火災、爆発、電源喪失等があつた場合に発生することが想定される異常の種類、程度、影響等に関する説明書

［六～十　略］

3　［略］

（旧廃棄事業者等の廃止措置計画の提出期限）

第二十二条の十四　法第五十一条の二十六第二項に規定する原子力規制委員会規則で定める期間は、六月とする。

（旧廃棄事業者等の廃止措置計画の変更の認可の申請）

第二十二条の十五　法第五十一条の二十六第四項において準用する法第十二条の七第四項の認可を受けようとする者は、第二十二条の八の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

（旧廃棄事業者等の廃止措置計画の軽微な変更）

第二十二条の十六　法第五十一条の二十六第四項において準用する法第十二条の七第四項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。

2　法第五十一条の二十六第二項の規定による認可を受けた者は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

（廃止措置の終了の確認の申請）

第二十二条の十一　法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項の規定により、廃止措置の終了の確認を受けようとする者（第二種廃棄物埋設事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～五　同上］

［2・3　同上］

（廃止措置の終了確認の基準）

第二十二条の十二　法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

［一～三　同上］

［号を加える。］

（旧廃棄事業者等の廃止措置計画の認可の申請）

第二十二条の十三　法第五十一条の二十六第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者（第二種廃棄物埋設事業者に係る者に限る。）は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～三　同上］

四　前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

［五～七　同上］

2　［同上］

一　法第五十一条の二第三項第五号に規定する措置を実施する期間が経過していること又は旧廃棄事業者等（第二種廃棄物埋設事業者に係る者に限る。以下同じ。）に係る廃棄物埋設地を廃止措置計画の認可の申請を行うまでの間に他の第二種廃棄物埋設事業者に譲り渡していることを明らかにする資料

［二～四　同上］

五　廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書

［六～十　同上］

3　［同上］

（旧廃棄事業者等の廃止措置計画の提出期限）

第二十二条の十四　法第五十一条の二十六第二項に規定する原子力規制委員会規則で定める期間（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、六月とする。

（旧廃棄事業者等の廃止措置計画の変更の認可の申請）

第二十二条の十五　法第五十一条の二十六第四項において準用する法第十二条の七第四項の認可を受けようとする者（第二種廃棄物埋設事業者に係るものに限る。）は、第二十二条の八の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

（旧廃棄事業者等の廃止措置計画の軽微な変更）

第二十二条の十六　法第五十一条の二十六第四項において準用する法第十二条の七第四項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。

2　法第五十一条の二十六第二項の規定による認可を受けた者（第二種廃棄物埋設事業者に係る者に限る。）は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。